

## 令和 8 年度の熱中症対策について

## 1 江東区熱中症対策対応方針

本区では、熱中症特別警戒アラート等の運用期間(4月22日～10月21日)中、東京都に「熱中症特別警戒アラート」、および江東区に東京都が独自に発表する「東京暑さ情報」が発表された場合、江東区熱中症対策本部会議(区長を本部長とする)を開催し、区(後援等含む)の行事・イベント・事業、屋外施設の利用等について、以下の対応を行う。

## (1) 区主催(指定管理者を含む)の行事・イベント

屋外の行事・イベント	中止・延期(夜間除く)
屋内の行事・イベント	実施可能

## (2) 後援(共催等)の行事・イベント

後援(共催等)の名義使用の承認にあたり、熱中症対策を要する行事・イベントについては、「熱中症対策を講じる」ことを条件とし、承認書に記載する。

## (3) 屋外施設の利用等

利用予約を伴う屋外施設 (運動場、バーベキュー等)	利用中止 (施設使用料は全額還付)
利用予約を伴わない屋外施設 (区立公園、児童遊園、農園等)	利用中止を促す (区HP、防災行政無線等で周知)

## 2 指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の指定

本区では、「改正気候変動適応法」に基づき、熱中症特別警戒アラート発表時に、空調設備を有する等の要件を満たす施設を指定暑熱避難施設(以下、「クーリングシェルター」という)として95施設を指定している。資料41-2のとおり

## (1) 公共施設(57施設)

区施設(文化センター等)	43施設
都施設(豊洲市場等)	14施設

(2) 民間施設 (38 施設)

大型商業施設(アリオ北砂等)	6 施設
薬局(江東区薬剤師会加盟店)	21 施設
信用金庫(東京東信用金庫深川支店等)	11 施設

クーリングシェルターは、熱中症特別警戒アラートが発表されていない場合も、夏季期間は TOKYO クールシェアスポット等として、暑さをしのぐため利用可能であり、各施設にのぼり、ポスターを設置する。

3 その他の熱中症対策

資料 4 1—3 のとおり

4 広報

(1) 熱中症予防の周知

- ・区報 4 月 21 日号にて熱中症警戒アラートなどの情報提供の開始について、同 5 月 1 日号に高齢者世帯へのエアコン購入費助成、同 5 月 21 日号に高齢者向けの猛暑一時休憩所、お宅訪問等、同 6 月 11 日号の特集号にて、熱中症対策について周知を図っている。
- ・区ホームページのトップページに夏の期間、暑さ指数等を掲載する等、区民への効果的な熱中症予防広報を推進する。また、こうとう安全安心メールのほか、防災 X、区公式 LINE 等の様々な媒体を使用して熱中症予防に関する普及啓発を行う。

(2) 熱中症特別警戒アラート・東京暑さ情報発表時の周知

- ・環境庁と気象庁による熱中症特別警戒アラートが東京都に対し発表される場合、東京都が発表する。(発表対象前日の午後 2 時に発表)
- ・東京都独自の東京暑さ情報が江東区に対し発表される場合、東京都が発表する。(発表対象前日の午後 4 時、当日午前 10 時に発表)
- ・区からは、江東区熱中症対策本部会議により決定した区の対応方針および各イベントの対応等について、区ホームページ、防災 X、区公式 LINE など様々な媒体を通じて周知する。(発表対象日の午後 2 時、午後 4 時以降、当日午前 10 時)

5 包括連携協定に基づく民間事業者との取り組み

本区と包括連携協定を締結する大塚製薬株式会社の協力のもと、区職員・関連施設従事者に対し、熱中症対策の専門知識を学ぶ「熱中症対策アンバサダー講座」の受講を奨励し、熱中症予防の普及啓発を促進する。